

第1章 総則

(建学の精神、教育理念)

第1条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、全てのものに対する慈しみの心と生命を大切にする「愛の精神」の実践という建学の精神の下で、高い人格と確かな識見、豊かな徳操を養い、専門の知識と技術を基に自ら行動し、その能力を社会に貢献できる人材を育成することを教育理念とする。

(教育目的)

第2条 本学の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

歯科衛生学科は建学の精神を基礎として個性を尊重した教育により知識・技術並びに人間性に溢れた教養と常識を身に付けた歯科衛生士を社会に送りだすことを目的とする。

看護学科は建学の精神を基礎として個性を尊重した教育により知識・技術並びに人間性に溢れた教養と常識を身に付けた看護師を社会に送りだすことを目的とする。

2 歯科衛生学科の教育は、その目的を実現するため、次に掲げる教育目標を達成するよう行われるものとする。

歯科衛生士として

- (1) 高い倫理観、人を思いやる優しい心と豊かな人間性を育成する
- (2) 自らの責務を自覚し、主体的に学ぶ姿勢を育成する
- (3) 多様な価値観を受け入れ、他者との関係性を構築できる能力を育成する
- (4) 冷静かつ客観的に事象をとらえ、柔軟な思考で問題解決できる能力を育成する
- (5) 人々の健康の維持・増進に寄与できる能力を育成する
- (6) 口腔保健とその背景にある全人的ケアを礎にして、チーム医療に貢献する能力を育成する

3 看護学科の教育は、その目的を実現するため、次に掲げる教育目標を達成するよう行われるものとする。

看護師として

- (1) 高い倫理観、人を思いやる優しい心と豊かな人間性を育成する
- (2) 自らの責務を自覚し、主体的に学ぶ姿勢を育成する

- (3) 多様な価値観を受け入れ、他者との関係性を構築できる能力を育成する
- (4) 冷静かつ客観的に事象をとらえ、柔軟な思考で問題解決できる能力を育成する
- (5) 人々の健康の維持・増進に寄与できる能力を育成する
- (6) 口腔の健康づくりを含めた看護学の知識・技術を基に、多職種と協働できる力を育成する

(名称)

第3条 本学は神奈川歯科大学短期大学部と称する。

(設置場所)

第4条 本学は神奈川県横須賀市稲岡町82番地にこれを設置する。

(自己評価等)

第5条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第6条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
歯科衛生学科	120人	360人
看護学科	80人	240人
合計	200人	600人

(修業年限及び在学年限)

第7条 修業年限は歯科衛生学科及び看護学科は3年とする。

- 2 在学年限は歯科衛生学科及び看護学科は6年を超えて在学することはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、長期履修学生は6年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月19日まで

後学期 9月20日から3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。ただし、休業日でも特別に授業又は試験を行うことがある。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の開学記念日 5月4日

春期休業日 4月1日から4月5日まで

夏期休業日 8月1日から9月19日まで

冬期休業日 12月20日から1月5日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、在学誓約保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金その他学生納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転科)

第16条 各学年終了時において他学科への転科を希望する学生があるときは選考の上それを許可することがある。

2 前項の規程により転科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学できる年数については教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第17条 願いにより本学を退学した者が退学した年の学年末より2年以内に再入学を志望したときは、選考の上、退学時の学年以下に、学年の始めに再入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては教授会の議を経て学長が決定する。

(転入学)

第18条 本学に転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転学)

第19条 本学学生は、学長の許可を得なければ、他の大学に入学又は転学することができない。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、その事由を添えて保証人の連署をもって学長に願い出て、その許可を得なければならない。ただし、疾病による場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学)

第21条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、保証人連署をもって願い出て、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病による場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第22条 休学は当該学年限りとし、学年途中での休学は、学年末をもって1年とする。ただし、特別の理由がある場合は引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学者は学年の始めでなければ復学することができない。

2 特段の理由が認められた場合は、学長の許可を得て休学期間中に復学することができる。

(除籍)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第7条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第22条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 指定の期間までに授業料等の学生納付金を納入せず、督促してもなお納入しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第25条 本学の教育課程は別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義、演習については15時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して単位を与えることができる。

(4) その他、授業時間に関する事項として、各養成資格の指定規則に準じて授業時間を

決定する。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修登録し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は学年末又は学期末にその履修した科目について、筆記、口述論文、レポート、実技などによって行う。ただし、学年又は学期の途中で終講する科目の試験実施時期については、この限りではない。

3 試験に関し必要な事項は別に定める。

(受験資格)

第28条 各学科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、原則として単位認定試験の受験資格を与えない。

(学習の評価)

第29条 試験等の評価は100点を満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、不可は不合格とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第30条 本学を卒業するためには、学生は歯科衛生学科、看護学科は3年以上在学し、別表第1に定めるところにより歯科衛生学科97単位以上、看護学科102単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第31条 本学に3年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(学位の授与)

第32条 前条の規程により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項の単位数と合わせて30単位を超え

ないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学、短期大学又は専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

4 前3項の実施に関して必要な事項は別に定める。

第7章 学生納付金

(学生納付金の金額)

第36条 本学の学生納付金の金額は次のとおりとする。

検定料 30,000円

入学金 300,000円

授業料 630,000円 (歯科衛生学科)

授業料 750,000円 (看護学科)

実験実習費 170,000円 (歯科衛生学科)

実験実習費 250,000円 (看護学科)

施設設備費 250,000円 (歯科衛生学科)

施設設備費 350,000円 (看護学科)

2 長期履修学生に関しては別に定める。

(学生納付金の納入期)

第37条 学生納付金は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

納入期限は次のとおりとする。

前期 4月20日

後期 10月 20日

2 長期履修学生に関しては別に定める。

(原級留置者の学生納付金)

第38条 原級留め置きになった者は、進級又は卒業に向けて、単位未修得科目のみならず、修得済単位科目の受講を積極的に奨励するものとし、当該学年の学生納付金全額を徴収する。

(退学及び停学の場合の学生納付金)

第39条 学期の途中で退学又は除籍された者の当該期分の学生納付金は徴収する。

2 停学期間中の学生納付金は徴収する。

(休学の場合の学生納付金)

第40条 休学中の学生納付金は、休学願を提出した日より、次のとおり免除する。

(1) 提出が前期学生納付金納入期限内である者については、前期授業料、実験実習費又は補助教材費の3分の2を免除する。後期分については全額免除する。

(2) 提出が前期学生納付金納入期限後で後期開始以前の者については、後期授業料、実験実習費又は補助教材費を全額免除する。

(3) 提出が後期学生納付金納入期限内である者については、後期授業料、実験実習費又は補助教材費の3分の2を免除する。

2 免除額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

(学生納付金の返戻)

第41条 既納の学生納付金は、如何なる理由があっても返戻しない。ただし、所定の期日までに申し出た入学辞退者については、入学金以外の学生納付金は返戻する。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第42条 本学に学長を置く。

2 学長は、本学を代表し、本学の教育理念に基づき校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 学長の任期及び選任については、別に定める。

(副学長)

第43条 本学に副学長を置くことができる。

- 2 副学長は、学長の職務を補佐する。
- 3 副学長は、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- 4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第44条 本学の教職員については、別に定める。

(処務規程)

第45条 本学の処務規程は別にこれを定める。

第9章 教授会

(教授会)

第46条 本学に教育、研究上重要な事項を審議するために教授会を置く。

(教授会の構成)

第47条 教授会は、学長及び専任教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に専任の准教授、講師その他の教職員を加えることができる。

(審議事項)

第48条 教授会の審議する事項は別に定める。

(その他)

第49条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 長期履修学生、科目等履修生、外国人留学生及び帰国子女

(科目等履修生)

第50条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には第27条、第28条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(帰国子女)

第52条 帰国子女で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、帰国子女として入学を許可することがある。

2 帰国子女について必要な事項は別に定める。

(長期履修学生)

第53条 第7条第3項に定める長期履修学生として本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 長期履修学生について必要な事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第54条 人物及び学業成績が優秀な者には、表彰することがある。

2 表彰について必要な事項は別に定める。

(罰則)

第55条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒に関しては別に定める。

第12章 奨学制度

(奨学制度)

第56条 人物及び学業成績が優秀な学生に対しては、選考の上、授業料を免除することがある。

2 奨学制度について必要な事項は別に定める。

第13章 厚生施設

(健康管理室)

第57条 本学に健康管理室を置く。

2 健康管理室に関する規定は別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第58条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規定は別に定める。

附 則

本学則は、昭和35年4月1日より施行する。

本学則は、昭和54年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、昭和55年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、昭和62年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、昭和64年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成2年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成3年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成4年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成5年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成6年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成7年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成8年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成9年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成10年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成11年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成12年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成14年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成15年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成16年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成17年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成18年2月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成18年4月1日より一部変更実施する。

本学則は 第5条、第6条、第6条の2、第25条、第30条、第33条、第37条、別表第1
(第24条関係)の一部を改正し、平成19年4月1日から施行する。

ただし、平成18年度以前の入学生についてはなお従前の例による。

本学則は、平成20年4月1日より一部変更実施する。

本学則は別表第1（第24条関係）の一部を改正し、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前の入学生についてはなお従前の例による。

本学則は、平成21年4月1日より一部変更実施する。

本学則は別表第1（第25条関係）の一部を改正し、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度以前の入学生についてはなお従前の例による。

本学則は、平成22年4月1日より一部変更実施する。

本学則は別表第1（第25条関係）の一部を改正し、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度以前の入学生についてはなお従前の例による。

本学則は、平成23年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成25年4月1日より一部変更実施する。

ただし、第36条（学生納付金の金額）は、平成24年度以前の入学生についてはなお従前の例による。

本学則は別表第1（第25条関係）の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前の入学生についてはなお従前の例による。

本学則は、平成27年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、平成29年4月1日より一部変更実施する。

本学則は、令和2年4月1日より一部変更実施する。

本学則は別表第1（第25条関係）の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。

ただし、平成31年度以前の入学生についてはなお従前の例による。

本学則は、令和3年4月1日より一部変更実施する。

本学則は別表第1（第25条関係）の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前の入学生についてはなお従前の例による。

本学則は、令和5年4月1日より一部変更実施する。

ただし、別表第1（第25条関係）の一部改正に関して、令和4年度以前の入学生についてはなお従前の例による。

本学則は、令和6年4月1日より一部変更実施する。

＜別表1＞（第25条関係）歯科衛生学科教育課程表

科目群		授 業 科 目	開設	単位数		備考	
			年次	必修	選択		
基礎分野	導入科目	スタートアップセミナー	1	1		必修1単位	10単位 以上修得
	科学的思考の基 盤	化学	1		2	2単位以上 選択必修	
		生物学	1		2		
	人間と生活	英語Ⅰ	1		1	1単位以上 選択必修	
		英語Ⅱ〈医用英語〉	2		1		
		英語Ⅲ〈英会話〉	3		1		
		海外事情Ⅰ〈欧米〉	1・2		2		
		海外事情Ⅱ〈アジア〉	1・2		2		
		医療倫理学	1	2		必修2単位	
		心理学	1	2		必修2単位	
コミュニケーション論〈含、演習〉		1	2		必修2単位		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学〈人体の構造〉	1	2		必修4単位	24単位 修得
		組織発生学	1	2			
	歯・口腔の構造 と機能	口腔解剖学	1	2		必修6単位	
		生理学〈含、口腔生理学〉	1	2			
		生化学〈含、口腔生化学〉	1	2			
	疾病の成り立ち 及び回復過程の 促進	病理学〈含、口腔病理学〉	1	2		必修6単位	
		微生物学〈含、免疫学〉	1	2			
		薬理学	1	2			
	歯・口腔の健康 と予防に関わる 人間と社会の仕 組み	口腔衛生学Ⅰ	1	2		必修8単位	
		衛生学・公衆衛生学	2	2			
		関係法規・社会福祉	3	2			
		口腔衛生学Ⅱ〈含、歯科衛生統計〉	2	1			
		小児保健	3	1			
専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	1	2		必修2単位	
	臨床歯科医学	歯科臨床概論〈含、医学概論〉	1	1		必修9単位	
		成人歯科学Ⅰ〈歯周〉	1	1			
		成人歯科学Ⅱ〈修復・歯内〉	2	1			
		成人歯科学Ⅲ〈補綴〉	2	1			
		成人歯科学Ⅳ〈高齢者歯科、先端医療〉	2	1			
		成人歯科学Ⅴ〈障害者歯科、先端医療〉	2	1			
		小児歯科学	2	1			
		歯科矯正学	2	1			
		口腔外科学〈含、麻酔学〉	2	1			
歯科予防処置論	歯科予防処置論	1	2		必修8単位		
	歯科予防処置Ⅰ〈歯周病予防Ⅰ〉	1	1				
	歯科予防処置Ⅱ〈歯周病予防Ⅱ〉	2	1				
	歯科予防処置Ⅲ〈う蝕予防処置〉	2	1				
	歯科予防処置Ⅳ〈口腔疾患予防〉	2	1				
	口腔保健管理法	2	2				

＜別表1＞（第25条関係）歯科衛生学科教育課程表

科目群		授 業 科 目	開設	単位数		備考	
			年次	必修	選択		
専門分野	歯科保健指導論	歯科保健指導論Ⅰ	1	2		必修7単位	56単位 修得
		歯科保健指導論Ⅱ	2	2			
		歯科保健指導論Ⅲ〈含、栄養指導実習〉	2	1			
		歯科保健指導論Ⅳ	3	1			
		栄養学	1	1			
	歯科診療補助論	歯科診療補助論Ⅰ	1	2		必修10単位	
		歯科診療補助論Ⅱ - 1	1	1			
		歯科診療補助論Ⅱ - 2	1	1			
		歯科診療補助論Ⅲ	1	2			
		歯科診療補助論Ⅳ	2	2			
		歯科放射線・臨床検査学	2	1			
		在宅口腔健康管理	3	1			
	臨地実習（含、 臨床実習）	臨床実習Ⅰ-1〈附属病院・歯科診療所〉	2	7		必修20単位	
		臨床実習Ⅰ-2〈附属病院・歯科診療所〉	3	7			
		臨床実習Ⅱ〈総合歯科〉	3	1			
		臨床実習Ⅲ〈総合実習〉	3	2			
		臨地実習Ⅰ〈教育施設〉	3	2			
		臨地実習Ⅱ〈福祉施設〉	3	1			
選択必修分野	卒業研究分野	臨床基礎統合ゼミ	3		2	2単位以上 選択必修	7単位 以上修得
		テーマ研究	3		2		
	基礎分野	健康とスポーツ	1		1	5単位以上 選択必修	
		情報リテラシー	1		1		
		手話	3		1		
		社会福祉論・ボランティア論	2		2		
	専門分野	保険請求事務	3		1		
		発達心理学	1		2		

＊ 卒業要件単位97単位以上

＊ 基礎分野10単位以上、専門基礎分野24単位、専門分野56単位、選択必修分野7単位以上

＜別表第1＞(第25条関係)看護学科教育課程表

科目群		授 業 科 目	開設 年次	単位数		備 考
				必修	選択	
基礎分野	科学的思考の基盤	スタートアップセミナー	1	1		必修12単位を含む14単位以上
		I C T 教育	1	2		
	コミュニケーション	英語 I	1	2		
		英語 II <医用英語>	1		2	
		海外事情 I <欧米>	1		2	
		海外事情 II <アジア>	1		2	
		人間関係論 I	1	2		
		人間関係論 II	1	2		
		運動科学	1		2	
	人間と生活・社会の理解	倫理学	1	1		
		生物学	1	1		
		生化学	1	1		
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能 I	1	2		22単位修得
		人体の構造と機能 II	1	2		
		臨床栄養学	1	1		
	疾病の成り立ちと回復の促進	人体と薬理	1	2		
		病理学	1	1		
		病態と治療論 I	1	1		
		病態と治療論 II	1	1		
		病態と治療論 III	1	2		
		病態と治療論 IV	1	2		
		病態と治療論 V	1	1		
		微生物と人間生活	1	1		
	健康支援と社会保障制度	社会福祉概論	1	1		
		公衆衛生学	2	2		
		社会保障制度の実際	2	2		
		医療と法律	1	1		
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	1		60単位修得
		ヘルスアセスメント論	1	1		
		看護技術論 I	1	1		
		看護技術論 II	1	1		
		看護技術論 III	1	1		
		看護技術論 IV	1	1		
		看護技術論 V	2	1		
		看護技術論 VI	2	1		
		看護過程	1	1		
		臨床看護総論	1	1		
		看護研究	3	1		
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論 I	1	1		
		地域・在宅看護活動論	1	2		
		地域・在宅看護概論 II	2	1		
		地域・在宅看護技術論	2	2		

＜別表第1＞(第25条関係)看護学科教育課程表

科目群		授 業 科 目	開設 年次	単位数		備 考
				必修	選択	
専門分野	成人看護学	成人看護学概論	2	1		60単位修得
		成人臨床看護Ⅰ	2	1		
		成人臨床看護Ⅱ	2	1		
		成人臨床看護Ⅲ	2	1		
		成人臨床看護Ⅳ	2	1		
		成人臨床看護Ⅴ	2	1		
	老年看護学	老年看護学概論	2	1		
		老年看護学援助論Ⅰ	2	1		
		老年看護学援助論Ⅱ	2	1		
		老年看護学援助論Ⅲ	2	1		
	小児看護学	小児看護学概論	2	1		
		小児看護学援助論	2	2		
		小児看護学演習	2	1		
	母性看護学	母性看護学概論	2	1		
		母性臨床看護Ⅰ	2	1		
		母性臨床看護Ⅱ	2	2		
	精神看護学	精神看護学概論	2	1		
		精神病態学	2	1		
		精神臨床看護	2	1		
		精神保健	1	1		
	各論臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	1		
		基礎看護学実習Ⅱ	1	2		
		地域・在宅看護論実習	3	2		
		成人看護学実習Ⅰ	2	2		
		成人看護学実習Ⅱ	3	2		
		成人看護学実習Ⅲ	3	2		
		老年看護学実習Ⅰ	2	1		
		老年看護学実習Ⅱ	3	1		
		老年看護学実習Ⅲ	3	2		
		小児看護学実習	3	2		
		母性看護学実習	3	2		
		精神看護学実習	3	2		
統合分野	看護の統合と実践	多職種連携教育	3	1		6単位修得
		災害看護と国際看護	2	1		
		看護技術の統合	3	1		
		看護管理	3	1		
	臨地実習	統合実習	3	2		

* 卒業要件単位102単位以上修得

* 基礎分野科目14単位以上、専門基礎分野科目22単位、専門分野科目60単位、統合分野科目6単位